

平成29年10月22日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

三重県選挙管理委員会



最高裁判所判事
こ いけ
小池 裕

昭和二六年七月三日生



最高裁判所判事
とくら さぶ ろう
戸倉 三郎

昭和二九年八月一日生



最高裁判所判事
やま ぐち
山口 厚

昭和二八年一月六日生



最高裁判所判事
かん の ひろ ゆき
菅野 博之

昭和二七年七月三日生

略歴

新潟県長岡市で生まれ、その後、東京都、神奈川県で過ごす。藤沢市立藤が岡中学校、神奈川県立湘南高等学校、東京大学法学部を卒業。

昭和五一年 四月 判事補任官 以後、大阪地裁、横浜家裁、神崎支部、最高裁民事局、同総務局、東京地裁に勤務。

六二年 四月 判事任官 以後、東京地裁判事、最高裁総務局室長、同課長、最高裁審議官を務める。

平成一六年 八月 東京地裁判事部総括最高裁経理局長

一八年 一月 水戸地裁判所長

二二年 七月 東京高裁判事部総括

二四年 三月 東京地裁所長

二五年 四月 東京高裁長官

二七年 七月 最高裁判所判事

一 平成二七年一月二五日 大法廷判決

平成二六年二月一四日施行の衆議院議員選挙当時にて、小選挙区選出議員の選挙区割りは、前回の総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、合理的な期間内における是正がされなかつたとはいえず、憲法に違反するものとはいえないとした（多数意見）。

二 平成二七年二月一六日 大法廷判決

民法七三三条一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、遅くとも平成二〇年当時において、憲法に違反するに至つていたが、立法措置をとらなかつた立法不作為は、国家賠償法上違法とはいえないとした（多数意見）。

三 平成二八年六月二日 第一小法廷判決

外國国家が発行した円建債券に係る償還等請求訴訟につき、債券の管理会社は、債券の債権者のために訴訟を担当する者となることができるとした（全員一致、裁判長）。

四 平成二八年一月八日 第一小法廷判決

判決で示す事情の下においては、飛行場の周辺住民は、騒音被害を理由として自衛隊機の運航の差止めを求める訴えを適法に提起することができるとした。

前記飛行場における自衛隊機の運航に係る防衛大臣の権限の行使は、判決で示す事情の下においては、裁量権の範囲を超えてその濫用となるとはいえない（多数意見）。

五 平成二九年三月一五日 大法廷判決

車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査はこれを負担することとされた相手方から直接取り立てることができるが、その取立てをすることができる額を、右猶予した費用に相手方の訴訟費用の負担割合を単に乗じて定めるべきものとされた原審の判断には、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある（全員一致）。

六 平成二九年九月二七日 大法廷判決

車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する民事訴訟法七三三条の規定に基づいた原審の判断には、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある（全員一致）。

七 平成二九年九月二九日 大法廷決定

車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する民事訴訟法七三三条の規定に基づいて定めたべきである（全員一致）。

八 平成二九年九月二九日 大法廷決定

既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せずに終了した場合における執行費用の負担は、執行裁判所が、法令がなければ行うことができない強制の処分である（全員一致）。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月五日 第三小法廷決定

訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接取り立てることができるが、その取立てをすることができる額を、右猶予した費用に相手方の訴訟費用の負担割合を単に乗じて定めるべきものとされた原審の判断には、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある（全員一致）。

二 平成二九年九月一二日 第三小法廷決定

破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の実体法上の残額を超過するときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきである（全員一致）。

三 平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間ににおける投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえない（多数意見）。

四 平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二九年七月に行われた参議院議員通常選挙について、当時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはならない（全員一致）。

五 平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二九年七月の参議院議員通常選挙について、当時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはならない（全員一致）。

六 平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二九年九月二七日 大法廷判決

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年三月一五日 大法廷判決

車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する民事訴訟法七三三条の規定に基づいて定めたべきである（全員一致）。

二 平成二九年七月二四日 第一小法廷決定

既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せずに終了した場合における執行費用の負担は、執行裁判所が、法令がなければ行うべきである（全員一致）。

三 平成二九年七月二四日 第一小法廷決定

認定司法書士が委任者を代理して裁判所の和解契約を締結することは弁護士法七二条に違反する場合であつても、当該和解契約はその内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはならない（全員一致）。

四 平成二九年九月二七日 大法廷判決

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年三月一五日 大法廷判決

車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する民事訴訟法七三三条の規定に基づいて定めたべきである（全員一致）。

二 平成二九年七月二四日 第一小法廷決定

既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せずに終了した場合における執行費用の負担は、執行裁判所が、法令がなければ行うべきである（全員一致）。

三 平成二九年七月二四日 第一小法廷決定

認定司法書士が委任者を代理して裁判所の和解契約を締結することは弁護士法七二条に違反する場合であつても、当該和解契約はその内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはならない（全員一致）。

四 平成二九年九月二七日 大法廷判決

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事
かん の ひろ ゆき
菅野 博之

昭和二七年七月三日生

略歴

新潟県生まれ。東京都目黒区立鷺番小学校、東山中学校を経て東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場高等学校を卒業。

昭和五五年四月 東京大学法学部卒業

司法修習生

判事補任官

大阪地裁、札幌地裁、最高裁民事局、同人事

局室長、同課長、最高裁審議官を務める。

昭和五六年四月 東京地裁

最高裁民事局長

最高裁総務局長

最高裁事務総長

最高裁判所判事

(1)

平成29年10月22日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

三重県選挙管理委員会



最高裁判所判事
おおたになおと
昭和二七年六月二三日生



最高裁判所判事
きさわかつゆき
昭和二六年八月二七日生



最高裁判所判事
はやしけいいち
昭和二六年一月八日生

略歴
北海道赤平市で生まれ、道内（札幌市、三笠市）で過ごした後、東京に転居し、都立富士高等学校、東京大学法学部を卒業
昭和五一年四月 判事補任官 東京地裁、最高裁判事局、裁判所書記官研修所、富山地裁で勤務
六二年四月 判事任官 最高裁調査官、司法研修所教官、最高裁刑事局第一課長、東京高裁判事、東京地裁判事（部総括）、最高裁秘書課長兼広報課

平成二三年一月 長、刑事局長、人事局長
二四年三月 静岡地裁所長
二六年七月 大阪高裁長官
二七年二月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二七年一月二五日 大法廷判決
平成二六年二月一四日施行の衆議院議員総選舉について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要

求に反する状態があつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法二四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。

二 平成二七年一二月一六日 大法廷判決
民法七三三条一項の規定のうち一〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇年当時において、憲法二四条一項、二四条二項に違反するに至つていたとした（多数意見、補足意見付加）。

三 平成二七年一二月一六日 大法廷決定
「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定する民法七五〇条は、憲法二三条、二四条一項、二四条二項に違反しないとした（多数意見）。

四 平成二八年五月二十五日 大法廷決定
ガス抜き配管内で結露水が滯留してメタンガスが漏出したことによつて生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報を施設の発注会社の担当者に確実に説明し、事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があつたとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めた（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

五 平成二九年三月一五日 大法廷決定
車両に使用者らの承諾なく秘密にGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であり、裁判官の令状がなければ行うことができない処分であるとした（全員一致）。

六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
選挙区選出議員の議員定数分配規定は、憲法に違反するに至つていたということはできないとした（多数意見）。

裁判官としての心構え

最高裁にはさまざまなる争についての不服が申し立てられ、どの事件も最終的な決着が求められます。社会的影響の大きな事件、先例がなく新判断が求められている事件も少なくありません。最高裁判事の職に就いて以来、その責任の重さを感じてきました。予断を持たずに事件に取り組み、判決等で具体的な理由を示すに当たっては、最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容となるよう、力を尽くしていきたいと思っています。

裁判官としての心構え

約四〇年間、弁護士の活動から培つた経験や市民感覚を踏まえながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四二年間外交に携わった行政官としての経験を少しでも活かしていきたいと思っています。これまで世界のいろいろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろな体験をする中で、人生は「一期一会」の気持を持つて、常に誠心誠意努力することが大事だと思っています。

最高裁判所判事に就任して約一年三ヶ月経過しました。最終審合いで、よりよい判断・解決のため誠実に職務を果たしていく覚悟です。

裁判官としての心構え

最高裁判所の判事としての重大な責任をいつも心に留め、世界の中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四二年間外交に携わった行政官としての経験を少しでも活かしていきたいと思っています。これまで世界のいろいろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろな体験をする中で、人生は「一期一会」の気持を持つて、常に誠心誠意努力することが大事だと思っています。

第48回衆議院議員総選挙 第24回最高裁判所裁判官国民審査 10月22日(日)

※ 衆議院議員の小選挙区が改定され、今回の衆議院議員総選挙から新しい選挙区で選挙が行われます。

投票日は
【期日前投票】10月21日(土)まで
※10月22日に仕事、旅行、レジャー等で投票できない方は、期日前投票をしましょう。

「日本の明日を、私たちで決めよう。」

三重県選挙管理委員会